

北子2第 722号
令和2年4月28日

北谷町内認可保育施設長 様

北谷町長 野国 昌春
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症沖縄県緊急事態宣言」発令による認可保育施設における一層の登園自粛要請に係る留意事項について（通知）

みだしの件について、本町では令和2年4月23日北谷町新型コロナウイルス感染症対策本部の決定をうけ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、別紙のとおり保護者に対し、認可保育所等への一層の登園自粛要請を行うこととなりましたので通知します。

記

※ 留意事項 ※

令和2年4月14日付北子2第419号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた、保護者への登園自粛に係る留意事項について（通知9）」より抜粋。

あくまでも、自粛要請となっていることから、**自粛要請期間中、保護者が保育施設等の利用を希望する場合には、施設はその利用を拒むことはできません。**

自粛期間中の保育所利用の適否を施設が判断してはいけませんので、その点を踏まえ、ご対応お願いします。

必要な保育の提供のため、ご理解ご協力をお願い致します。

※今後、国や県、市町村の動向により、変更となる場合があります。

その際には、改めてホームページ等でお知らせします。

担当 子ども家庭課 保育所担当 (098) 936-1234 (内線 2323、2324)